



長野県報

2月26日(木)
平成21年
(2009年)
第2044号

目 次

条 例

資金積立基金条例の一部を改正する条例（生活文化課消費生活室）	2
--------------------------------	---

規 則

事務処理規則の一部を改正する規則（行政改革課）	2
-------------------------	---

告 示

長野県県税に関する規則に基づく証紙代金収納計器の設置場所の変更の届出（税務課）	3
森林法に基づく保安林の指定（4件）（森林づくり推進課）	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	4
政治資金規正法に基づく政治団体の届出（選挙管理委員会）	5
政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）	6
政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）	20
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出（選挙管理委員会）	21
政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）	21
政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定取消しの届出（選挙管理委員会）	21

公 告

長野県公債の償還（財政課）	22
一般競争入札（2件）（管財課）	22
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	24
漁業法に基づく遊漁規則の変更の認可（園芸畜産課）	24
土地区画整理事業の施行の認可（都市計画課）	25
市街地再開発組合の理事長の住所変更の届出（都市計画課）	25
一般競争入札（管財課）	25
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧（農地整備課）	26
一般競争入札（10件）（住宅課）	26
一般競争入札（医療政策課）	34
一般競争入札（4件）（病院事業局）	35
一般競争入札（4件）（道路管理課）	38
一般競争入札（12件）（河川課）	41
一般競争入札（2件）（砂防課）	51
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会（生活安全企画課）	53
一般競争入札（交通規制課）	53
財政的援助団体等の監査の結果に関する報告（監査委員事務局）	55
一般競争入札（2件）（交通政策課）	68
一般競争入札（環境政策課）	69

本号で公布された条例のあらまし

◇ 資金積立基金条例の一部を改正する条例（条例第1号）

- 1 国の生活対策（追加経済対策）における生活安心確保対策、雇用セーフティネット強化対策等の実施に伴い、基金の造成及び拡充を図ることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成21年2月26日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第1号

資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県財政調整基金の項の前に次のように加える。

長野県消費者行政活性化基金	消費者行政の活性化を図る。	消費者行政の活性化による費用の財源に充てる。
---------------	---------------	------------------------

別表の長野県減債基金の項の後に次のように加える。

長野県地域活性化・生活対策臨時基金	地域活性化又は生活対策に関する施策の推進を図る。	地域活性化又は生活対策に関する施策の推進に要する費用の財源に充てる。
-------------------	--------------------------	------------------------------------

別表の長野県障害者自立支援対策臨時特例基金の項中「運用」の次に「並びに福祉及び介護を担う人材の確保」を加え、同項の次に次のように加える。

長野県安心こども基金	子育て支援の推進を図る。	子育て支援の推進に要する費用の財源に充てる。
長野県妊婦健康診査支援臨時特例基金	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図る。	妊婦に対する健康診査に要する費用の財源に充てる。

別表の長野県環境自然保護基金の項の後に次のように加える。

長野県ふるさと雇用再生特別基金	安定的な雇用の機会の創出を図る。	安定的な雇用の機会の創出に要する費用の財源に充てる。
長野県緊急雇用創出基金	緊急に一時的な雇用及び就業の機会の創出を図る。	緊急に一時的な雇用及び就業の機会の創出に要する費用の財源に充てる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生活文化課消費生活室



事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年2月26日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第3号

事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2の6の(17)のサを同シとし、同エからコまでを同オからサまでとし、同ウの次に次の事項を加える。

(イ) 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号）の規定に基づく次の事項（(カ)から(ミ)まで、(ラ)（事業計画書に係る変更の届出に限る。）、(メ)（事業計画書に係る勧告に限る。）、(モ)から(ヨ)まで及び(ル)（同条例第49条の規定による勧告に係る公表に限る。）においては同条例第31条第1号から第3号まで、第5号、第7号、第9号、第11号及び第12号に規定する許可（同条例第1号、第2号、第11号及び第12号においては最終処分場及び焼却施設に係るもの除く。）に係るものに限る。）

(ナ) 第7条の規定による改善命令

(ヌ) 第10条の規定による改善命令

(ホ) 第12条の規定による勧告

(カ) 第15条の規定による勧告

(キ) 第17条の規定による勧告

(ク) 第19条の規定による勧告

(ケ) 第23条の規定による改善命令

(ク) 第24条第1項の規定による計画書の受理

(ケ) 第24条第2項の規定による報告書の受理

(コ) 第25条の規定による事業の停止命令

(ハ) 第30条の規定による勧告

(ジ) 第32条の規定による事業計画概要書の受理

(ス) 第33条第1項の規定による公表及び縦覧

(セ) 第34条の規定による意見書の受理

(リ) 第35条の規定による通知及び公表

(タ) 第36条第3項の規定による通知の受理

(ナ) 第37条第1項（同条例第5項において準用する場合を含む。）の規定による事業計画概要説明会終了報告書の受理

(メ) 第37条第2項（同条例第5項において準用する場合を含む。）の規定による公表及び縦覧

(テ) 第37条第3項の規定による意見書の受理